

平成21年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
1	南部清掃工場	35	監査結果	建設当時の資産のうち、設備・工作物の台帳には間接経費が按分して計上されておらず、間接経費按分後の金額で記載する必要がある。	H22.10.20
2	南部清掃工場	35	監査結果	建設当時の資産のうち、重複して台帳に記載されている建物附属設備を修正する必要がある、記載内容が有用である設備台帳に記載されている部分は建物台帳の補助簿として用いるなど検討が必要である。	H22.10.20
3	南部清掃工場	36	監査結果	建設当時の資産のうち、重複して台帳に記載されている搬入路は、建物台帳から削除するなど、台帳上の重複を修正するとともに、面積を修正する必要がある。	H22.10.20
4	南部清掃工場	36	監査結果	建設当時の資産について、設備や工作物に関する工事代金等が台帳上記載漏れとなっており、資産計上する必要がある。	H22.10.20
5	南部清掃工場	36	監査結果	建設当時の植栽工事が台帳未記載であり、市としてこれらの立木を独立した不動産として捉える必要がなかったとしても、資産として台帳記載した上で管理していかなければならない。	H27.1.15
6	南部清掃工場	37	意見	設備の新規取得や取り替え等の変動を台帳に反映していないが、資本的支出については台帳管理する必要がある。	H22.10.20
7	南部清掃工場	38	意見	延命化対策の中で支出される工事請負費や施設修繕費は、設備の耐用年数を延長させるものであり、単なる機能維持や定期点検等の費用とは考えにくく、大部分は資産計上すべきものであったと考えられる。延命化により取り替えた設備の金額を設備台帳に記載する場合は、同時に取り替えの対象となった設備についての除却処理が必要である。	H22.10.20
8	南部清掃工場	38	意見	平成20年度にごみ計量器更新工事で取り替えた設備の中にパソコンが2台含まれているが、独立しても使用可能なものであるため、備品として管理すべきものとする。	H22.10.20
9	南部清掃工場	40	意見	減価償却計算について、償却資産を台帳上でも正しく把握できるように、台帳上で管理する単位は減価償却の単位と一致させるべきであり、耐用年数が異なれば分けて記載する必要がある。また、減価償却計算の基礎とするのは、直接費だけではなく、建物台帳上記載されている間接費を按分した後の金額とすべきである。	H22.10.20
10	南部清掃工場	41	意見	減価償却計算の残存価格は、新公会計制度に従うならば、全ての資産を残存価額をゼロとして計算することが必要である。	H22.10.20
11	南部清掃工場	41	意見	減価償却計算において、新規取得の設備や取り替え設備については単年度原価としているが、延命化対策が図られており、資本的支出と考えられるものが相当金額あるものと考えられ、資産として認識するとともに、減価償却計算する必要がある。	H22.10.20
12	南部清掃工場	42	意見	建物・設備の耐用年数は、大蔵省令を採用しているが、実際の稼働計画年数よりも長期であることから、他団体の経験も踏まえ、経済的耐用年数を独自に把握し、これを採用することも検討して頂きたい。	H22.10.20
13	南部清掃工場	42	意見	備品台帳が手書きのため、集計に時間がかかる。	H22.10.20

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
14	南部清掃工場	42	意見	財務規則では1万円以上を備品と定義しているが、現行基準に変更される前の1万円未満の備品が台帳上に記載されている。本来、年度末の棚卸調査を行うなど備品管理を適正に行うためには、人件費的及び時間的なコストが費やされるものであり、効率的な管理に反するものである。	H22.10.20
15	南部清掃工場	42	監査結果	平成19・20年度購入備品について、備品台帳記載の金額を確認したところ、すべて消費税抜きとなったが、台帳は消費税込みで記載することになっている。備品台帳の金額を修正するとともに、マニュアル等で記載方法を徹底する必要がある。	H22.10.20
16	南部清掃工場	42	意見	各備品には管理を行うためのシールが貼ってあるが、ナンバー管理がなされていない。また、台帳上の「保管場所」が詳細に記されておらず、備品件数が多いため、決算時点で行われる棚卸的な備品調査を効率的に行う際に問題が生じる恐れがある。	H22.10.20
17	南部清掃工場	43	監査結果	測量測定観測機器の中で使用できないものが数件あり、不要物品として処分する必要がある。備品について定期的に実査を行い、実在性ととも機能性の確認も行い、機能していないものについては財務規則に基づく手続が必要である。	H22.10.20
18	南部清掃工場	43	意見	市所有でない蒸気タービン用弁について、事故があった場合に責任関係が問題にならないとは限らない。他に備品や消耗品等の置き場所を提供しているのであれば、当該場所を明確にし、責任関係についても明らかにしておく必要があると考えられる。	H22.10.20
19	南部清掃工場	44	意見	備品について、財産に関する調書に記載する100万円以上の備品とそれ未満の備品とで管理方法を分けていることになり、現在の備品台帳に登載する取得価格が1万円という基準が備品の量を多くし、管理を煩雑にしていることから、当該台帳登載基準の見直しを全庁的に行うとともに、台帳記載のものは一律に管理するよう制度の見直しが必要であると考えられる。	H22.10.20
20	南部清掃工場	44	意見	財産台帳への記載漏れや記載金額の誤りは、市として保有資産を網羅的にまた効率的かつ効果的に管理するための体系的な指導やマニュアル整備がなされていないことが主たる原因のひとつであり、また、現場においても主体的な対応が徹底されていないためと考えられるので、整理する必要がある。	H22.10.20
21	南部清掃工場	45	意見	工事契約について、形式的な入札を行うよりも実質的な随意契約を仮定した上で、業者を含めた他の情報を積極的に収集することにより、設計書を作りこむことが求められる。その上で、設計時点での適正なコスト縮減を図ることが期待されているものとする。	H22.10.20
22	南部清掃工場	46	意見	工事施工業者から積算内訳書等入手し、市の積算内容及び実績との比較分析をすることは、業者の評価、設計の見直し、コスト削減へ貢献できるのではないかと考える。現状、市の設計段階においては、積算用の歩掛表及び県の労務単価を採用しているが、独自に業者の生産性や効率性についてのデータを持つておくことは、業者の業績評価、業務の遂行状況等を把握する上で有意義であると考えられる。	H22.10.20
23	南部清掃工場	47	意見	南部清掃工場の使用電力量節減への取り組みは、非常に評価できるものであり、この取り組みをマニュアル化されることを提案したい。	H22.10.20
24	南部清掃工場	52	意見	設計書の人件費積算根拠の賞与については、設計当初の一時金支給率を基準にしており、その後の引き下げを考慮していないことから、当該積算の根拠を抜本的に見直すことが急務である。また、退職手当の計上が必要か否かについて見直しを検討されたい。	H22.10.20

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
25	南部清掃工場	52	意見	業務の検査について、具体的な点検項目に基づく検査は行われておらず、一定の検査基準を設ける必要があるものとする。	H22.10.20
26	南部清掃工場	53	意見	運転管理業務委託で、仕様書及び設計書に基づく延べ人数よりも実績延べ人数が多く、月別でも大きな差があったことから、計画人数を修正することを考慮されたい。分析を年度途中や年度終了時点でタイムリーに実施し、当該分析の結果及び分析そのものの実施方法について次回の契約に向けた設計の見直し及び請負業者の評価等に対して役立てることを考慮されたい。	H22.10.20
27	北部清掃工場	55	監査結果	建設当時の資産に、台帳への計上漏れ・計上額の差額や整合性がとれないものがあり、保有資産の状況を適正に把握するためには資本的支出があった場合、それぞれの財産台帳に適正な価格で記載することが必要である。	H22.10.20
28	北部清掃工場	57	意見	新規取得資産や取り替え資産についてもその改修内容により資本的支出と考えられるものについては、台帳管理する必要がある、その詳細については補助簿として位置づけるべき設備台帳で管理すべきものとする。	H22.10.20
29	北部清掃工場	58	監査結果	台帳に計上されている金額は設備設置のための基礎工事を計上していない金額で、かつ消費税抜きの金額となっているが、台帳は取得に要した金額を消費税込みで記載することになっている。設備台帳の金額を修正するとともに、マニュアル等で記載方法を徹底する必要がある。	H22.10.20
30	北部清掃工場	61	意見	プラント設備の一部で建物から露出している部分で土地に接着しているコンクリート基礎等が工作物台帳に記載されているが、プラント設備は一体として機能するものであり、その設置場所により記載すべき台帳を区分することは不合理である。工作物台帳に記載すべきものを再度検討し、その判断基準を明確にする必要がある。	H22.10.20
31	北部清掃工場	61	監査結果	工作物台帳のうち、既に撤去されていて現存しないものがある。建設当時の金額で記載されたままとなっている現存するものと台帳の内容が一致するよう、除却等を台帳に反映させる必要がある。	H22.10.20
32	北部清掃工場	62	意見	減価償却計算について、償却資産を台帳上でも正しく把握できるよう、台帳上で管理する単位は減価償却の単位と一致させるべきであり、耐用年数が異なれば分けて記載する必要がある。	H22.10.20
33	北部清掃工場	63	意見	設備の新規取得や取り替え等の変動を台帳に反映していないが、資本的支出については台帳管理する必要がある。	H22.10.20
34	北部清掃工場	63	意見	延命化対策の中で支出される工事請負費や施設修繕費は、設備の耐用年数を延長させるものであり、単なる機能維持や定期点検等の費用とは考えにくく、大部分は資産計上すべきものであったと考えられる。延命化により取り替えた設備の金額を設備台帳に記載する場合は、同時に取り替えの対象となった設備についての除却処理が必要である。	H22.10.20
35	北部清掃工場	63	意見	減価償却計算の残存価格は、新公会計制度に従うならば、全ての資産を残存価額をゼロとして計算することが必要である。	H22.10.20

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
36	北部清掃工場	63	意見	建物・設備の耐用年数は、大蔵省令を採用しているが、実際の稼働計画年数よりも長期であることから、他団体の経験も踏まえ、経済的耐用年数を独自に把握し、これを採用することも検討して頂きたい。	H22.10.20
37	北部清掃工場	63	意見	現在、設備台帳(エクセル)は、有効に活用されていないと考えられ、台帳の作成目的を再度検討し、その作成目的に応じて必要な処理を反映させることが望まれる。	H22.10.20
38	北部清掃工場	65	意見	備品台帳が手書きのため、集計に時間がかかる。	H22.10.20
39	北部清掃工場	65	意見	財務規則では1万円以上を備品と定義しているが、現行基準に変更される前の1万円未満の備品が台帳上に記載されている。本来、年度末の棚卸調査を行うなど備品管理を適正に行うためには、人件費的及び時間的なコストが費やされるものであり、効率的な管理に反するものである。	H22.10.20
40	北部清掃工場	65	監査結果	平成19・20年度購入備品について、備品台帳記載の金額を確認したところ、すべて消費税抜きとなったが、台帳は消費税込みで記載することになっている。備品台帳の金額を修正するとともに、マニュアル等で記載方法を徹底する必要がある。	H22.10.20
41	北部清掃工場	65	意見	各備品には管理を行うためのシールが貼ってあるが、ナンバー管理がなされていない。また、台帳上の「保管場所」が詳細に記されておらず、備品件数が多いため、決算時点で行われる棚卸的な備品調査を効率的に行う際に問題が生じる恐れがある。	H22.10.20
42	北部清掃工場	65	監査結果	平成4年改修時に廃棄済みで現物がないが備品台帳に記載されたままになっているものがあり、実際の変動と台帳の記載を連動させる必要がある。	H22.10.20
43	北部清掃工場	65	監査結果	各備品には管理を行うためのシールが貼ってあるが、備品整理票(シール)が誤って貼られているものがあった。備品整理票は台帳と現物のつながりを明確にするものであり、実際の現物と台帳の記載を連動させる必要がある。	H22.10.20
44	北部清掃工場	65	意見	工事契約について、形式的な入札を行うよりも随意契約にした上で、業者と適切な交渉を重ね、設計書を主体的に作り込むことにより、設計時点での適正なコスト縮減を図ることが期待されているものと考ええる。	H22.10.20
45	北部清掃工場	68	意見	設計書と工事費内訳書の構成比率を確認することで適正な工事が出来るかを推測することとしているが、設計書と工事費内訳書の構成比率にはかい離があり、何をもって適正な工事が出来るかと判断しているのか明確とはなっていない。工事費内訳書の構成比率が適正な工事を可能とするものであると判断するのであれば、翌年度以降の設計書に反映させることにより、効率的・効果的な工事が可能となると考える。	H22.10.20
46	北部清掃工場	68	意見	直接労務費の比率が極端に相違するにも関わらず、工事費総額としてはかい離が少ないのは、直接労務費等と間接費との構成割合が設計と事業者の実際の見積り等で概ね逆転する傾向にあるためであり、業務の質について低下するリスクがないか、疑問が生じる。	H22.10.20
47	北部清掃工場	68	意見	工事費総額に占める下請契約金額の割合がいずれも65%超となっているが、この場合に設計基準で使用する単価を変える必要があるのではないかと考える。	H22.10.20

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
48	北部清掃工場	68	意見	複合工費についてはその内容の複雑性から単価×数量での積算が出来ない状況にあり、主たる項目については見積書に基づいて設計金額を算定しているが、設計書・工事費内訳書・見積書にかい離がある。差異分析を行い、その結果を翌年度の同様の改修工事に反映させれば設計金額を下げる事が可能となり、より低コストで効率的な工事が可能になると考えられる。	H22.10.20
49	北部清掃工場	70	意見	設計段階の工数と実際の工数の差異の内容は十分分析する必要がある。実績工数と予定工数の差異を把握し、同様の改修工事の設計時に反映させる事が可能であるならば、設計金額が大幅に低下させる事が可能となり、低コストによる効率的な改修工事の実施が出来るのではないかと考えられる。一方で、著しく少ない工数で作業が完了した理由について、工事の品質に問題がなかったかなどを分析する必要があると考える。工事施工者から入手した積算内訳書に基づき、市の積算内容及び実績との比較分析をすることは、設計の見直し、コスト削減へ貢献できるのではないかと考えられる。	H22.10.20
50	北部清掃工場	72	意見	労務費単価については、工事案件ごとにその前提条件を把握し、その状況に応じた積算単価の基準を設定することはより一層の工事の適正化を担保することにつながると考えるため、実態を反映した積算を行うことも検討されるよう要望する。	H22.10.20
51	北部清掃工場	73	意見	船橋市建設工事適正化指導要綱には、工事の規模による下請契約の可否を定めているが、工事の規模により下請契約が可能となった場合の一括下請に該当するかどうかの判断基準は定めていない。一括下請の範囲を明確にするため、工事案件について個別に判断できる明文化された基準を設けることも検討されるよう要望する。金額や工数などの数値による判断基準の設定が現実的でない場合は、工事内容のうち主要なノウハウの保有状況などを判断基準とするなど、性質面の判断基準を設定することも実態に合った判断基準であると考えられる。	H22.10.20
52	北部清掃工場	76	意見	設計書の人件費積算根拠の賞与については、設計当初の一時金支給率を基準にしており、その後の引き下げを考慮していないことから、当該積算の根拠を抜本的に見直すことが急務である。また、退職手当の計上が必要か否かについて見直しを検討されたい。	H22.10.20
53	北部清掃工場	77	意見	業務の検査について、具体的な点検項目に基づく検査は行われておらず、一定の検査基準を設ける必要があるものと考えられる。	H22.10.20
54	北部清掃工場	77	意見	運転管理業務委託で、仕様書及び設計書に基づく延べ人数よりも実績延べ人数が多く、月別でも大きな差があったことから、計画人数を修正することを考慮されたい。分析を年度途中や年度終了時点でタイムリーに実施し、当該分析の結果及び分析そのもの実施方法について次回の契約に向けた設計の見直し及び請負業者の評価等に対して役立てることを考慮されたい。	H22.10.20
55	クリーン推進課	79	意見	破碎選別処理施設の賃貸借契約は、使用料及び賃借料で契約しているが、実質的には当該施設を割賦で購入する売買取引と同視できるものと考えられる。また、破碎選別処理施設の耐用年数経過後の賃貸借契約で毎年度残存率に対応するコストを負担することが市として不利な条件による賃貸借契約となる可能性がある。市が取得した場合の新たな維持管理経費等とを比較検討し、当該設備の譲受けが市にとって有利であれば、所有者と施設の譲渡を前提に再度交渉することが必要と考える。	H22.10.20

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
56	クリーン推進課	84	意見	破砕選別処理施設の業務委託の設計金額は請負業者の決算書との比較分析が可能であり、設計内容について実際の業務におけるコスト構造と比較・分析し、積算内容の改善を行ってこなかったことから生じる設計内容の歪みを見直す機会とするよう、要望する。また、委託業務の実績についてコスト面からも評価を加えることが重要であるという観点から、毎事業年度入手している請負業者の決算書について、設計金額の規模と比較・分析することを要望する。	H22.10.20
57	クリーン推進課	86	意見	「設計書」に記載されている「1日当たり人員」等と比べて、請負業者が作成する「処理工程表」上の実際の作業人員等はどのように相違するのかという視点で検証した結果、差異がみられたので、原因に合理性があるかどうかを検討し、設計金額の積算に際して、精査することを要望する。	H22.10.20
58	クリーン推進課	87	監査結果	当該業務委託に係る作業時間について、契約書では原則として、9:00～17:00までの作業とされているが、業者が作成する「処理工程表」上は、8:00～17:00までの作業としている。1時間の差異について、契約書等の見直しが必要であるのかどうか、実態を調査して検討することが求められる。	H22.10.20
59	環境衛生課	88	意見	西浦処理場の財産管理及び物品管理は、西浦処理場の場長の職務ではなく、本庁の環境衛生課の課長の職務とされているが、財産等の管理の現場である西浦処理場で実質的に台帳管理を行うことが、自治法の財産管理の趣旨に沿うものと考えことから、公有財産台帳や備品台帳等の管理について、西浦処理場及び環境衛生課が中心となって、管財課等と協議を行い、自治法の財産管理の趣旨に沿った管理が行えるよう検討されることを要望する。	H22.10.20
60	環境衛生課	89	意見	パソコン等の備品管理上の取扱いを明確にし、一旦は、備品台帳に登載することを検討するよう要望する。また、当該パソコンの機能的な陳腐化に伴い使用しない状況が発生した場合は、廃棄の意思決定を行うことを環境衛生課の課長に依頼することを検討する必要がある。	H22.10.20
61	環境衛生課	92	意見	西浦処理場運転管理業務は平成17年度より指名競争入札を導入しているが、現在の入札方法のような価格競争だけではデメリットを解消することが難しく、例えばプロポーザル方式など、業務の質についても評価対象とする契約方法を検討することが求められている時期に来ているものと考えられる。	H22.10.20
62	環境衛生課	93	意見	薬品管理の方法について、現在の「実地棚卸」に基づく管理に加えて、「受払簿」に基づく管理も実施されるよう要望する。	H22.10.20
63	環境衛生課	94	意見	建設当初に引き継いだ薬品が、現在も事実上管理されており、必要な事務処理がなされない状況で施設内に保管されていることは不適切である。薬品の事実上の保管の経緯、薬品の種類、当該薬品の保管の必要性及び廃棄を含めた必要な事務処理を行うに当たっての留意事項等を十分に検討して、適切な事務処理が行われることを要望する。	H22.10.20
64	環境衛生課	95	意見	3年に1度の指名競争入札による事業者決定が予定されていることを前提に考えると、事業者のノウハウの積み重ねが事業者の選定方法次第で振り出しに戻る可能性があることから、現在の事業者を含めて各事業者のノウハウを公平にかつ実績に基づいて評価することで、西浦処理場の価値を高める運転管理業務委託の事業者選定手法(プロポーザル方式等)を検討されるよう要望する。	H22.10.20

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
65	環境衛生課	98	意見	西浦処理場汚泥脱水機点検整備業務等について、仕様書で指定された業務内容に対応した積算でないことから設計書の積算内容を仕様書や工程表などに示された業務の内容に対応した積算に変更されるよう要望する。	H22.10.20
66	環境衛生課	99	意見	西浦処理場汚泥脱水機点検整備業務等について、現在の支出科目は委託料ではなく、需用費のうち修繕料であるが、当該業務は点検業務、試運転調整業務及び調書作成業務なども含まれるため、機器の修繕料ではなく業務委託という性格を有しているものと判断される。したがって、当該契約案件について、現在の支出科目での契約が妥当であるのかどうかの検討を行い、契約方法についても支出科目の変更に応じて検討されることを要望する。	H22.10.20
67	環境衛生課	100	意見	平成20年度における「西浦処理場汚泥脱水機点検整備業務」について、契約時点で「請負金額内訳書」が入手されていない。当該書類は、積算の合理性等を確認する重要な書類である。したがって、設計書の内容により近い詳細性を有する見積内訳書を、請負事業者から入手されて内容の検討を行われるよう要望する。	H22.10.20
68	高瀬下水処理場 (下水道計画課)	103	監査結果	工作物については台帳自体が作成されておらず、また、備品についても工事請負費で取得した監視制御設備等の電気設備のように、備品(重要物品を含む)に相当すると考えられるものについて台帳への登録がなされていないことから、実態を調査し、公有財産として管理すべきもの並びに備品として管理すべきものを洗い出し、工作物台帳を始めとする財産台帳並びに備品台帳を整理する必要がある。	H30.11.13
69	高瀬下水処理場 (下水道計画課)	106	監査結果	「高瀬下水処理場建設工事(その33)」の修景施設の一部となる盛土及び修景池の設置部分は暫定的なものではなく、「築庭」等として工作物に該当するものと考えられる。既に工事が完成している場合には工作物として台帳登録し、未完成の場合には、完成時に台帳登録する必要がある。	H30.11.13
70	高瀬下水処理場 (下水道計画課)	107	監査結果	「高瀬下水処理場電気設備工事(その14)」は、本来、備品(重要物品)として台帳管理すべき性質の資産である。財務規則には該当する区分がないが、管財課と調整の上、備品(重要物品)としての台帳管理を行う必要がある。	H30.11.13
71	高瀬下水処理場 (下水道計画課)	107	監査結果	「船橋市公共下水道都疎浜ポンプ場の建設工事委託」の沈砂池設備や雨水越流堰用スクリーン等は工作物として管理すべき資産である。該当資産について、工作物として台帳管理する必要がある。	H30.11.13
72	高瀬下水処理場 (下水道計画課)	107	監査結果	これまでの下水道計画課の処理においては「高瀬下水処理場電気設備工事(その13)」「高瀬下水処理場水処理設備工事(その12)」「高瀬下水処理場建設工事(その32)」により取得される公有財産等については台帳登録されない可能性が高い。電気設備等についても、公有財産等に該当する資産を判断し、台帳管理を行うことに留意する必要がある。	H30.11.13
73	高瀬下水処理場 (下水道計画課)	107	意見	公有財産等の台帳管理を全市レベルで一定水準を保ち、継続的に持続させるためには、統一的な公有財産等の定義(例示)を定める必要があるものとする。今般、下水道計画課及び高瀬下水処理場が公有財産等の洗い出しを行う上で、管財課と協議し、工作物や備品(重要物品等)等の定義(例示)を明確化する必要がある。	H22.10.20

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
74	高瀬下水処理場 (下水道計画課)	108	意見	企業会計においては、固定資産は「取得価額」にて計上される(台帳登録される)が、「取得価額」は、直接の工事費とともに設計費を含むものの、撤去費は含まない概念である。新地方公会計制度における「基準モデル」においては、企業会計における取得価額と同様の概念が前提とされていることから、今後、財産台帳への登録価格について、取得価額と整合的な概念として整理することが望ましい。	H22.10.20
75	高瀬下水処理場 (下水道計画課)	108	監査結果	実際の在庫本数と『化学物質等使用管理簿』の記録とを照合したところ、差異があった。いずれも、実際に使用した時点において、適時に台帳への記載がなされなかったことから、記載漏れとなっていたものである。適時に管理簿への記載を行い、適切な現物管理を行う必要がある。	H22.10.20
76	高瀬下水処理場 (下水道計画課)	109	監査結果	劇物等について『化学物質等使用簿』にて在庫数量等を記録しているが、本数管理であり詳細な残数量は記録されていないが、残量についても記録し、より適切な在庫管理を図る必要がある。	H24.6.8
77	高瀬下水処理場 (下水道計画課)	110	意見	財務規則に定める財産台帳及び備品台帳が手書きの様式となっている。集計等に困難が伴うことから、将来的に、電子化することが望まれる。	H22.10.20
78	高瀬下水処理場 (下水道計画課)	111	意見	入札による競争性の発揮が実質的に見込めないような案件については、一般競争入札の形態を採るべきはなく、もし競争入札を実施するのであれば、競争を制限する阻害要因をできる限り解消した上で実施する必要がある。競争の阻害要因を検討し、今後、類似の入札を実施する際に反映させることが望ましいものとする。一部業種の工事契約については、一定の品質の確保を前提とした上で、入札参加資格の見直しを図る等により競争性の促進を図ることが望ましい。また、工事の性格上、価格面だけではなく一定の品質の確保にも重点を置くのであれば、将来的には、資格要件により品質の確保を図るのではなく、技術力(品質)を加味して評価する入札方式を検討することが望ましい。	H22.10.20
79	高瀬下水処理場 (下水道計画課)	112	意見	ダイレクト型一般競争入札を始めとする一般競争入札においては、一定の品質を担保するため、入札時において類似の工事受注実績等を資格要件に制限を付す場合が多いが、同様の受注実績等を有する業者の間でも、技術力等には差があることが推測される。更に、資格要件を必要以上に高めれば、入札参加者を入口の段階で制限することとなり、競争性を阻害する弊害も無視できない。このような技術力等の差を落札業者の選定に反映させるためには、価格面だけではなく技術力等も勘案して業者を決定する総合評価方式を採用することが望ましい。	H22.10.20
80	高瀬下水処理場 (下水道計画課)	113	意見	下水道計画課所管の工事においては、ほとんどが安定確実な動作が求められるプラント機械や電気設備の工事のため、民間の技術開発の著しいものを特別に採用する余地は少ないとしてVE方式が採用されていないが、現在においても、運用上、受注業者からの改善提案等を受け入れている場合があるとのことであり、このような改善提案をVE方式として制度化することにより、これまで以上に積極的な活用を図る余地があるものとする。対象工事の積極的な拡大による活用を検討するとともに、職員のスキルアップの一助とすることが望ましい。	H22.10.20

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
81	高瀬下水処理場 (下水道計画課)	114	意見	建設工事等において各種の積算基準を用いているが、積算の標準化は業務の効率化等の観点から望ましい面もあるが、適切な設計のためには、職員の技術力や経験が必要である。研修等による新技術等に関する知識の習得を支援するとともに、今後、VE方式や総合評価方式の採用を積極的に行い、業務を通じた職員の技術力やノウハウの向上も図ることが望ましい。	H22.10.20
82	高瀬下水処理場 (下水道計画課)	114	意見	繰越事業費について、地方財政状況調査の数値に誤りがあったことから、今後、適切な報告を行うことが望まれるとともに、過年度の誤りについては、総務省と協議の上、修正等の対応をする必要がある。	H22.10.20
83	高瀬下水処理場 (下水道計画課)	122	意見	運転管理業務は、単年度契約であるが、運用上、2年目と3年目の契約を随意契約とすることにより、実質的に3年間の複数年度契約としているが、実質的な複数年度契約の履行を、随意契約の制度を利用して運用面で措置することは、契約の透明性を阻害するおそれがあるとともに、これを理由とした安易な随意契約の適用の素地となることも危惧される。包括的民間委託の趣旨からも、複数年度契約とすることが望ましいものとする。また、複数年度契約とすることにより、予算上も債務負担行為として議決を得ることとなり、契約の透明性の向上に資するものとも言える。いずれにしても、早期に複数年度契約化することが望まれるが、その際には、現在3年をスパンとしている契約期間についても、再度見直しを行い、必要があれば5年程度の契約期間とする余地もあるものとする。ただし、このためには、年度ごとの業務実績の評価及び契約期間終了時における業務実施内容等の事後評価を、より適切に行う必要がある点に留意すべきである。	H22.10.20
84	高瀬下水処理場 (下水道計画課)	123	意見	高瀬下水処理場運転管理業務は、実質3年間の契約が終了した時点において、指名競争入札を行い、受託業者の選定を行っている。しかし、包括的民間委託は下水処理サービスの質を確保しつつ民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を目的とした制度であり、入札時点における価格競争である指名競争入札では、複数年度契約期間における創意工夫の発揮の余地が加味されないおそれがある。このため、将来的には、価格面のみならず技術力及びコスト削減の提案内容等を加味して業者選定を行うプロポーザル方式を採用することが望ましいものとする。	H22.10.20
85	高瀬下水処理場 (下水道計画課)	123	意見	西浦下水処理場の運転管理委託は性能発注方式に基づく包括的民間委託ではなく仕様発注方式であるが、高瀬下水処理場と契約を一本化することにより、委託者側にとっては、受託事業者が一つになることによる事務の効率化等が、一方、受託者側にとっては、共通費の効率化等のメリットが生ずる余地があるものと考えられる。将来、西浦下水処理場の設備更新が進んだ際には、両下水処理場の運転管理業務を性能発注方式で一本化することを検討することが望ましいものとする。	H22.10.20
86	高瀬下水処理場 (下水道計画課)	123	意見	受託事業者の業務実績を把握する際に、その実際の所要人員数、職種別構成比率及び管理者比率等を把握し、設計書と比較することにより、翌年度以降の設計を、より実態に近づけることが望ましいものとする。併せて、実態の把握及び反映作業は、職員のノウハウ及び知識の蓄積にも資するものとする。	H22.10.20

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
87	高瀬下水処理場 (下水道計画課)	124	意見	直接業務費(労務費)に乗じる比率を前年度と比較したところ大きな差異が生じているが、予算の範囲内に設計金額を納めるために経費等で調整したことによるものとのことであった。工数の削減もしくは単価の値下げ等により対応すべきものであり、経費率のみでの調整は、設計金額の適切な積算に疑問を持たせるものである。今後、より実態に近づいた設計を行うためにも、安易な経費率の操作は避けることが望ましいものとする。	H22.10.20
88	高瀬下水処理場 (下水道計画課)	125	意見	委託業務において、単価等の基準を用いているが、設計の標準化は業務の効率化等の観点から望ましい面もあるが、これを偏重しすぎると、職員のノウハウ、知識及び経験の蓄積を阻害し、新しい技術等へのキャッチ・アップが十分になされないおそれがある。職員への研修等による新技術等に関する知識の習得を支援するとともに、併せて、運転管理業務や諸設備の点検整備業務にかかる委託業務について、受託事業者の業務実績を把握し当初設計と比較・評価し、その評価結果を翌年度以降の設計に反映させる等することにより、職員の受託業務にかかる知識や経験、更には受託事業を評価するノウハウの蓄積を図ることが望ましいものとする。ちなみに、日本下水道事業団に対して契約履行確認業務と施設機能確認業務の実施を依頼しているが、今後、これを市の職員も共同で加われるようにし、将来的には、単独で委託業務の評価を実施できるようにすることが望ましいものとする。	H22.10.20
89	西浦下水処理場 (下水道計画課)	128	監査結果	下水道計画課が西浦下水処理場の大規模工事を実施した場合、当該工事の竣工検査後の引継において、財務規則に基づく台帳整備がなされていなかった。両方の担当部門で財産管理の重要性を認識し、工事に伴う財産取得に係る事務処理が円滑に実施される体制を構築されたい。	H27.1.15
90	西浦下水処理場 (下水道計画課)	128	監査結果	下水道計画課が作成している「工事台帳」については、過去のデータの入力作業が遅延しており、速やかに完了させる必要がある。	H30.11.13
91	西浦下水処理場 (下水道計画課)	128	監査結果	土地台帳について、取得年月日等の必要事項の記載の一部について、修正液が使用されたり、鉛筆書きであったりする。台帳記載の修正には修正履歴が残るよう修正液の使用は禁止し、また、容易に改竄されないよう鉛筆による記帳も禁止されたい。	H22.10.20
92	西浦下水処理場 (下水道計画課)	128	監査結果	建物台帳について、電気設備及び配管設備等の附属設備は建物に含めて記録されているため、個々の設備の内容については把握できない状況にある。これらの附属設備についても個別に台帳記載されたい。	H30.11.13
93	西浦下水処理場 (下水道施設課)	128	監査結果	工作物台帳は平成16年度の外部監査の指摘により作成されるようになったが、取得価格が未記入となっているため、記入整備されたい。	H27.12.9
94	西浦下水処理場 (下水道計画課)	129	意見	事務室及び電気室の空調機は、備品台帳への記載がないが、これは、備品台帳に登載する備品について財務規則において「購入科目」欄に「備品購入費」と記載していることが理由であるとされる。本来、購入科目の如何にかかわらず、財務規則第187条第1項第1号に規定される物品については、備品として台帳管理等を行うことが求められるものと考えられる。したがって、備品として受け入れるよう要望する。	H22.10.20
95	西浦下水処理場 (下水道計画課)	129	監査結果	各施設の設備機器は設備台帳にだけ記載されている状態であることから、規則に基づく財産台帳である工作物台帳に記載する必要がある。	H22.10.20
96	西浦下水処理場 (下水道計画課)	129	意見	大規模修繕等の場合でも価値の増加等が認められるものについては、工作物台帳へ記載する必要がある。	H22.10.20

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
97	西浦下水処理場 (下水道計画課)	129	意見	工作物台帳よりも詳細な設備台帳の存在は重要な意味を有するため、インフラ資産の管理の面で、補助簿としての様式、記載内容の統一等を検討することを要望する。また、公有財産台帳とその補助簿との関係についても、明確な規定を設定する必要がある。	H22.10.20
98	西浦下水処理場 (下水道計画課)	129	監査結果	平成20年度末に新たに「計測器」を購入したが、すぐには廃棄処分をせず、平成21年10月21日に廃棄処分を行っている。今後は、備品の使用可能性にも十分留意して、廃棄を要する備品の一覧表を作成し、廃棄後は備品台帳から削除する等の事務処理を適時に行われたい。	H22.10.20
99	西浦下水処理場 (下水道計画課)	129	監査結果	吸収機冷凍機は現在休止しているが、設置当初から備品台帳に未記載であった。取得と休止の経緯は記録に残しておくべきものであるため、一旦、備品台帳に登載し正しく認識することで過年度の未記帳状態を修正し、さらに、休止資産としての台帳表示を「摘要欄」等の適切な場所に記載するよう要望する。	H30.11.13
100	西浦下水処理場 (下水道計画課)	130	意見	水質薬品等として毒物と劇物を取扱っているが、正式帳票としては月単位で記録されているものは作成されているが、受払の都度記録する形式のものはない。在庫管理を行う水質管理担当者と受払記帳の担当者である管理係長の間で、在庫情報が共有化できず、正確でタイムリーな在庫管理をすることができないことから、受払の都度、薬品等を受払簿に記帳されるよう要望する。	H22.10.20
101	西浦下水処理場 (下水道計画課)	130	監査結果	脱水機用ろ布に関する現場レベルの受払管理簿は作成されていない。また、期末等における在庫量も記録されていない。年度初めに年間使用予定量の4倍以上の在庫がありながら購入を続けてきたため、監査時点では、過剰在庫となっていた。適正在庫維持の必要性の認識に欠如があったためと考えられる。したがって、ろ布を在庫管理するためには、常時受払管理簿に記録を残し、また、定期的にたな卸しをして、現物数量との整合性を検証するための体制を整える必要がある。また、適正在庫維持の必要性を認識することは重要であり、その受払の記録を残すことにより適正在庫が維持されているか否かを検証する体制を構築されたい。	H22.10.20
102	西浦下水処理場 (下水道計画課)	132	意見	「運転管理業務」について、短期間で業者を替えていくことは、業務の効率性、正確性、安全性にとって大きなデメリットとなると考えられるため、長期継続契約の締結等、安定的に業務が行われることを保証する契約形態が期待されることである。西浦下水処理場においても、その点を十分認識しているが、次回の競争入札等の時点までに、現在の請負事業者の習熟度の向上なども勘案して、西浦下水処理場の運転管理の特性に合った手法で、かつ、経済性及び効率性も併せて追求できる契約手法を検討されることを期待する。	H22.10.20
103	西浦下水処理場 (下水道計画課)	133	監査結果	設計書における提出日の記載は、どの時点で作成されたかによって作成結果の異なる可能性があることから重要であり、正しい認識のもとで記載する必要がある。	H22.10.20
104	西浦下水処理場 (下水道計画課)	134	意見	将来、西浦下水処理場の設備更新が完了したときには、業務の効率性の観点から、両下水道処理場とも「性能発注方式」で一本化することは検討の価値があるものと考えられる。	H22.10.20

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
105	西浦下水処理場 (下水道計画課)	134	意見	「下水道施設維持管理積算要領」では、「技術経費率」は、10%～25%の範囲内で決定すべきと規定されているが、従来から現実と比べ相当に低いレベルで設定されており、依然として本来のレベルに達していない。従来から低レベルで設定されている理由は、予算制約の影響を受けているからということであり、予算制約の調整として「技術経費率」が安易にその比率を変更させていることが推察される。本来あるべき「技術経費率」の水準をしっかりと算定・管理して、技術の評価を実態に即して実施できるよう要望する。	H22.10.20
106	下水道建設第一課	138	意見	請負業者から入手する請負代金内訳書を入力する趣旨・意義は、発注者側の設計図書の妥当性を確認し、また、工種別積算単価に差異がある場合、データの蓄積によって積算歩掛けに反映する可能性も考えられるということである。監査人としても基本的に同様の見解を有しており、職員のスキルアップのひとつにもつながるものと考えられるため、組織的にルールを設定して設計業務改善作業のひとつとして継続的に実施されることを要望する。	H22.10.20
107	下水道建設第一課	139	意見	工程管理のスキルについて、評価すべき実施状況であると考える。このような方式のマニュアル化や人材育成の面での研修方法など、組織的、継続的なノウハウの継承に寄与する制度を課として検討することが求められているものとする。	H22.10.20
108	下水道建設第一課	140	意見	設計VEに関しては、今後実施されて行く耐震対策工事や長寿命化工事などは、導入について検討の余地があると考えられるという担当課の見解は、業務改善の視点から判断して積極的な見解であると評価するものである。積算検討委員会でも検討項目に含めて、VEノウハウの向上に努められることを要望する。	H22.10.20
109	下水道建設第一課	140	監査結果	長津幹線管渠布設工事(その12)について、「削孔費」の単価の一部を平成20年度の単価調査を複数の業者に対して行うべきところ、時間的な制約などにより、前年度の単価をそのまま使用してしまった。このようなミスが発生しないよう、内部的な牽制制度を機能させるよう努力されることを要望する。	H24.6.4
110	下水道建設第一課	142	意見	長津幹線管渠布設工事(その12)の変更契約について、一部、変更契約理由となっている理由の交渉経過を示した文書を確認することができなかった。当該文書についても、内容を整理し、その経緯を的確に把握することができるように、例えば、変更契約の起案文書などに添付しておくことを要望する。	H22.10.20
111	下水道建設第一課	142	意見	契約後に請負業者の倒産により工事が続行不能となった事例について、請負業者が提出した「工事費内訳書」と工事費設計書を比較すると一部異常値と考えられる数値があり、十分な内容分析がなされるべきであったと考える。「工事費内訳書」の提出を受けた段階で、または、事後的にでも、請負業者に確認し、工事内容との関連でさらに分析することが求められているものとする。そうすることで、請負業者の契約後におけるモニタリングにも寄与するものと期待される。	H22.10.20
112	下水道建設第二課	146	意見	請負業者から入手する請負代金内訳書を入力する趣旨・意義は、発注者側の設計図書の妥当性を確認し、また、工種別積算単価に差異がある場合、データの蓄積によって積算歩掛けに反映する可能性も考えられるということである。監査人としても基本的に同様の見解を有しており、職員のスキルアップのひとつにもつながるものと考えられるため、組織的にルールを設定して設計業務改善作業のひとつとして継続的に実施されることを要望する。	H22.10.20

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
113	下水道建設第二課	146	意見	工程管理のスキル向上については、下水道建設第一課と共通する業務であるため、共同してさらに詳細な工程管理の手法の開発、マニュアル化及び人材育成の面での研修方法など、組織的、継続的なノウハウの継承に寄与する制度を課として検討されるよう要望する。	H22.10.20
114	下水道建設第二課	147	意見	設計VEに関し、今後、幹線整備など規模の大きな工事を施工する場合には、有効な手段と考えられるため、「入札時VE」及び「契約後VE」について、今後検討する必要があるという担当課の見解は、今後のVE適用可能性に積極的な見解であると評価することができるため、VEノウハウの向上に努められることを要望する。	H22.10.20
115	下水道建設第二課	149	意見	芝山地区管渠布設工事その27において、当該工事区域に歩道はないが、施工幅1.4m以下であり大型の機械での施工が不可能であることから、歩道施工の路盤工で対応しており、歩道の積算単価を採用しているが、工事施工箇所は実際には車道である。積算ソフトの登録単価について、実際の施工箇所にあった単価が登録されるように修正することも必要ではないかと考える。	H22.10.20
116	下水道建設第二課	151	意見	芝山地区管渠布設工事その27の工事に伴って発生したアスファルト・コンクリートなどの産業廃棄物について、請負業者の整理が急でmanifestoを入手できていなかった。監査時点においても、他の手段によるmanifestoの入手がなされていなかったため、追加の依頼をし、最終処分会社への問い合わせにより、請負業者から当該manifestoが提出されていることが確認された。今後、産業廃棄物の処分実態について、最終処分会社に確認することを徹底されるよう要望する。	H22.10.20
117	下水道建設第二課	151	意見	契約後に請負業者の倒産により工事が続行不能となった事例について、請負業者が提出した「工事費内訳書」と工事費設計書を比較すると一部異常値と考えられる数値があり、十分な内容分析がなされるべきであったと考える。「工事費内訳書」の提出を受けた段階で、または、事後的にでも、請負業者に確認し、工事内容との関連でさらに分析することが求められているものとする。そうすることで、請負業者の契約後におけるモニタリングにも寄与するものと期待される。	H22.10.20
118	道路管理課	154	意見	現在の備品計上基準である1万円に改定されたときに、従来から1万円未満であっても備品だったものが備品台帳に記載されたままとなっている。備品として管理すべき金額規準は単に取得時点にのみ適用されるものではないものと考えられるため、このような1万円未満の旧備品については、備品台帳の管理から外すことを要望する。	H22.10.20
119	道路管理課	154	監査結果	備品台帳管理の実態として、1万円基準に基づく備品台帳の管理と現物確認が十分に行われていない。現在の財務規則のもとでは、1万円基準という規定が存在するため、その基準に基づいた管理を十分に行うことを要望する。1万円基準に基づく備品管理に重要性や必要性を見いだせないとする意見があるのであれば、規定の改正に向けた意見を管財課に提案すべきものと考えられる。また、一部の備品が新台帳に記載されておらず、精査し台帳に記載されるよう要望する。	H27.1.15

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
120	道路管理課	154	監査結果	土地の境界確定に使用するコンクリート杭、プレート及び鋺の交付事務に係る境界標交付簿は受入本数、現在有高、並びに金額が表示されておらず、年度末在庫の在り高も不明である。また、原材料の管理状況について、野積みの物品が多数散見され、購入数量や購入の時期を適正に把握することはできないものと判断される。前年度と同様な規模での予算設定が行われているようにも見受けられる。財務規則で想定する現在有高帳簿の備え付けと現場での管理の徹底を図られたい。	H22.10.20
121	道路管理課	156	監査結果	(道路照明の修繕業務を分析した結果、施行年度の翌年度に支払を行っている事例・完了報告の日付が不明である事例・修繕作業の日付以前の日付で請求日が記載されている事例・すべて日付欄がないか、または、日付が記載されていないか、写真そのものがない事例・写真表紙依頼日・完工日が請求日の後となっている事例・請求書の提出が作業完了後、約4カ月の遅れとなっている事例等があったことから、次のような見直しを提案したい。) 当該作業の完了日は必ず実態に沿って写真(最低でも写真表紙)に記載すること。また、採番ルールを明確にした修繕番号や請求日も必ず業者に記載するよう指導すること。その際、何らかの理由で完了・請求・支払が遅れる場合はその理由を記録に残すことが重要である。業者から完了報告として提出された書類等については、作業実態の確認を行い、検査したうえで支払事務に進めることを徹底すべきである。	H22.10.20
122	道路管理課	156	監査結果	(道路照明の修繕業務を分析した結果、施行年度の翌年度に支払を行っている事例・完了報告の日付が不明である事例・修繕作業の日付以前の日付で請求日が記載されている事例・すべて日付欄がないか、または、日付が記載されていないか、写真そのものがない事例・写真表紙依頼日・完工日が請求日の後となっている事例・請求書の提出が作業完了後、約4カ月の遅れとなっている事例等があったことから、次のような見直しを提案したい。) 作業完了報告に対する検査に際して、検査員は作業の履行状況を抜き打ち的に確認することも検討されたい。	H27.12.9
123	道路管理課	156	監査結果	(道路照明の修繕業務を分析した結果、施行年度の翌年度に支払を行っている事例・完了報告の日付が不明である事例・修繕作業の日付以前の日付で請求日が記載されている事例・すべて日付欄がないか、または、日付が記載されていないか、写真そのものがない事例・写真表紙依頼日・完工日が請求日の後となっている事例・請求書の提出が作業完了後、約4カ月の遅れとなっている事例等があったことから、次のような見直しを提案したい。) 請求書の日付を記載しない慣行については、会計課の書類審査を意識したものであるが、必ず見直す必要がある。確かに、当該修繕業務については、少額かつ急を要するという性格を有しており、市民からの苦情があれば直ちに対応しなければならないものである。しかし、当該修繕の依頼に係る意思決定日(起案文書における決裁日)は、決して請求日より後であってはならない。事務処理の基本について再度確認されたい。	H22.10.20

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
124	道路管理課	156	監査結果	(道路照明の修繕業務を分析した結果、施行年度の翌年度に支払を行っている事例・完了報告の日付が不明である事例・修繕作業の日付以前の日付で請求日が記載されている事例・すべて日付欄がないか、または、日付が記載されていないか、写真そのものがない事例・写真表紙依頼日・完工日が請求日の後となっている事例・請求書の提出が作業完了後、約4カ月の遅れとなっている事例等があったことから、次のような見直しを提案したい。) 上記のような事務処理を実施するためにも、道路管理課は、当該業務の事務フローを明確に文書化し(イ、参照)、職員の意識啓発を促して、組織的に十分牽制体制を確立し、財務規則に準拠した事務処理がなされるように、体制構築を検討されたい。	H22.10.20
125	道路管理課	157	監査結果	道路照明修繕業務の事務処理過程及び問題点として、通報後の現地確認は業者に任せていること・作業完了後、業者に作業完了報告書の提出を求めていること・業者の電話による完了報告に対して、現地状況確認・完了検査を行っていないこと・修繕依頼を管理する書類がなく、道路照明修繕一覧表があるだけであり、処理簿としての機能も果たしていないこと・修繕担当は支払担当に請求書の日付は明記せずに渡し、作業の完了日を明示していないことが挙げられる。本来の事務フローを無視した事務処理を行った結果、支払遅延が年度をまたいで発生していることは確かであり、結果として、会計年度独立の原則に反する事務処理を行ってきたこと及びそれに対する認識が希薄であったことを十分認識し、抜本的な事務改革が行われることを期待したい。	H22.10.20
126	道路管理課	159	意見	街灯などを管理する台帳が存在しない。本来、台帳管理に基づき、その経年履歴を見て予算に反映させるべきである。	H22.10.20
127	道路管理課	159	意見	道路路面の劣化の状況についても、本来は道路調査に基づき、計画的な対応が求められるものである。定期調査や日々の巡回調査を通して、道路の舗装が局所的な機能的破損か全体的な構造的破損かを識別し、寿命推定、維持修繕方法の選定、長期的な修繕計画をつくり、これを基礎において日々の対応を行うものであり、当該業務の確立を検討されるよう要望する。	H22.10.20
128	道路管理課	160	意見	北口広場エスカレータ監視等業務委託を南口地下駐車場等管理業務委託に取り込み、北口及び南口の監視業務をまとめて、同一の委託業者の職員が駐車場監視の一部業務として行うことで、実務上は1人の積算に集約できる。それにより、業務委託のコスト削減が期待できる。または、実務はそのままでも、契約を南口契約に統合するだけで、直接費が大きくなるため、間接費の料率が設計上低減し、2つの契約よりコスト削減に寄与するものと考えられる。監視業務を統合することによって、業務委託のコスト削減を検討するよう要望する。	H22.10.20
129	道路管理課	161	意見	船橋駅北口と南口で広場清掃を別に行うことの積極的な意味は、契約の開始時期が異なるということ以外はないということであり、北口広場清掃業務委託及び南口広場清掃業務委託を統合することを検討されるよう要望する。	H22.10.20
130	道路管理課	162	意見	北口広場からくり時計の保守点検業務はフルメンテナンスを前提とした積算がなされているが、フルメンテナンス契約よりも故障時の個別修理対応契約のほうが経済性が高いものと推定されることから、保守点検業務の実態を勘案すると、個別修理対応契約の方法も検討するに値するものである。	H22.10.20

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
131	道路建設課	165	意見	滝不動駅入口交差点改良事業用地買収等について、期限延長の理由を記した決裁に、地権者から価格について内諾を得ているという記述があるが、口答による内諾であり、打ち合わせ記録は残っていなかった。打ち合わせ記録は、事後的にも重要な内容としての位置づけをもつものでもあり、当初から交渉過程の記録を残すルールを確立されるよう要望する。	H22.10.20
132	道路建設課	166	意見	滝不動駅入口交差点改良事業の物件等移転補償費について、移転対象建物である集会所の構造の標準耐用年数を「事務所」とした理由については「統計数量表(構造:重量鉄骨造)には、専用住宅、共同住宅、店舗・事務所、工場・倉庫、車庫の区分しかないため、事務所に類すると判断したものである。また当方に判断マニュアル等はない。」とのことであったが、当該建物は大広間やホールが大きな面積を占めているように見受けられる。判断が分かれるものと想定される部分については、実態に合った判断に心がけるよう要望する。	H22.10.20
133	道路建設課	166	意見	滝不動駅入口交差点改良事業の物件等移転補償費について、移転対象建物である集会所は仮集会所を建設する予定であったが、周辺住民の合意が得られず、仮集会所は履行されなかった。仮集会所が履行されなくても補償は有効という仕組みであるが、このような客観的な状況が法の趣旨に照らして問題がなくても、立法論としては、補償の趣旨が実際には結果として履行されない場合の問題として釈然としない感がある。適正な公共目的のために、正当な補償のもとで用地買収という財産権の制限が認められている。しかし、運用時点では疑義が生じる案件について、より慎重な対応が求められるものと考えられる。	H22.10.20
134	道路建設課	169	意見	JR津田沼駅北口ペDESTリアンデッキ改修工事において習志野市へ支出した工事負担金について、工事仕様書・工事設計書・補助金申請書や決定通知書・請負金額内訳書・工事完了検査調書・工事成績評定表等の必要書類を入手することを検討されたい。また、同様な工事負担金を支出する場合の基準を予め設定しておくことも統一的な事務処理に資するものであり、併せて検討されるよう要望する。	H22.10.20
135	道路建設課	169	意見	JR津田沼駅北口ペDESTリアンデッキ改修工事について、習志野市が実施する現場での検査にも立ち会うことが望ましいものと考えられる。このような工事完了検査時点での立合の基準も検討されることを要望する。	H22.10.20
136	道路建設課	171	意見	市道00-044号線ほか1路線舗装修繕工事の変更契約は、新たに路面状況の悪化による振動の発生が確認されたことが変更理由であるが、計画段階で予見できなかったのかどうか十分に検証する必要がある。住民要望に対する対応の経緯や「振動の発生の確認」にかかる客観的なデータの記録など、変更契約に至った客観的な経緯や記録を残しておくことが、変更契約の説得的な説明責任の面で有効な資料となるものと考えられるので、公文書として残すことを検討されたい。	H22.10.20
137	道路建設課	171	意見	市道00-044号線ほか1路線舗装修繕工事の工事成績の採点について、評価の根拠が明確に記載されていなかったり、所見の評価が検査員の考査項目の対象外の項目の内容が記載されている。評価の具体的な内容を評価の「所見」欄に的確に記載すべきであるものとする。	H22.10.20

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
138	道路建設課	172	意見	不動産鑑定評価を鑑定業者に依頼する際、補助事業に係る買収案件については、慣例として2社に依頼し、単独事業であれば1社に依頼するということであるが、不動産鑑定士という専門技術を有する専門職が設立した会社に依頼することを勘案すると、補助事業であることだけで2社の鑑定評価を必要とするとした慣例には、合理的な理由が見いだせず、見直しを検討されるよう要望する。基本的には、1社への鑑定評価依頼を原則とし、評価対象案件の難易度によって、必要があれば例外的に2社の鑑定評価を検討するというような基準が考えられるのではないかと。したがって、現在の鑑定評価の依頼は過大な依頼であり、経済性・効率性の面でも見直しを求めたい。	H22.10.20
139	道路建設課	173	意見	不動産鑑定依頼書に添付されている買収対象用地の図面について、同一紙面上の測量図と求積表に相違する点間距離が表記されていることは不適切であるため、今後、鑑定評価対象用地の面積の計算においては細心の注意を払うよう要望する。	H22.10.20
140	道路建設課	175	意見	庚申前交差点改良事業用地について、「土地取得台帳平成20年度～【交通安全施設整備事業】」には当該取得用地が記載されていなかった。基金からの買戻であっても土地の取得として扱うものと考えられる。	H22.10.20
141	道路建設課	175	監査結果	庚申前交差点改良事業用地について、売払人の請求書の請求年月日が記載されていない。請求書の日付は本来請求者が記載するものであるため、請求書の日付の記載を徹底する必要がある。道路建設課等の都合により、日付を記載しない慣行は見直し、支払事務処理に要する日数等合理的に見積り、適切に処理されたい。また、当該買収予定地の鑑定評価依頼に際して作成された請書に日付が入っていない。請書という契約書の成立年月日が不明であり、業者からの提出に際して日付を入れない慣行は改めるよう、要望する。	H22.10.20
142	道路建設課	176	意見	「橋りょう維持費(現年)」の執行状況について、翌年度繰越額の割合が大きく、不用額も多額に発生しているが、JR跨線橋落橋防止工事委託に係る積算見積りの業務委託内容が正確ではないこともその原因のひとつである。当該業務委託の納品検査を厳格に行うことが求められる。また、JR東日本が管理している配電設備等の図面の正確性の要求など、正式にJR東日本に対して、要求書を提出することも検討されるよう要望する。	H22.10.20
143	街路課	182	監査結果	道路境界標の受払簿は、平成21年度からは作成されているが、監査対象年度である平成20年度については、作成されていなかった。受払簿により、受払と残高を帳簿で明らかにしておかなければ、現物の管理は困難と考えられるので、今後、適正な受払簿の調製と現物管理を行うことを要望する。	H22.10.20
144	街路課	182	意見	道路境界標について、受払簿に保管場所の記載欄がないが、受払簿と現物との確認を行うためには、備品の受払簿に保管場所の記載をする必要があるものと考えられる。また、使用数量の欄があるのに対し、購入数量の欄の記載がないが、境界標は減ることも増えることもあるため、増減の欄も設けておくべきである。	H22.10.20
145	街路課	183	意見	道路境界標の保管に伴うコストについては、屋根なしの市有地に積み上げているため、多めに確保しておいても即保管コストの上昇につながるとは考えがたいが、防犯やいたずら等による破損・減失の可能性の観点から適切であるとは考えられない。しかし、屋根付きまたは鍵付きの倉庫等に保管するかの判断に際しては、費用対効果や周りの住民からの意見を斟酌して決定すべきものとする。	H22.10.20

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
146	街路課	184	監査結果	道路境界標は個々に識別できる番号等は付されておらず、現在保有している道路境界標が、それぞれいつ納入されたかについて分からない状況である。現状では、道路境界標の納入業者が発行する納品書に記載されている数量が、実際に保管場所に納入されたことを確かめることは困難であり、現実にもそのような確認は行われていない。同じ道路境界標の納品について2回納品書が発行されるなどの誤りが発生しないように、納入業者からの納品書記載の内容が、現実に納入されたことを街路課担当者が確認する手段を講じることが望ましい。	H27.12.9
147	街路課	184	監査結果	都市計画道路事業で用いられる南京錠は消耗品としての取扱っており、どこで何個使用されたかについても把握されていない。南京錠については物理的な耐久性が認められるが、備品としての管理を行うかどうかは費用と効果を慎重に検討すべきものであるが、少なくともその受払及び残高管理を財務規則に従い実施し、消耗品としての管理は行われるべきである。業者からの納入や使用が適切になされているか、新規に何個購入すべきかの決定に、残高と使用中の状況が把握される必要があるものと考えられる。	H22.10.20
148	街路課	185	意見	街路事業に係る土地の鑑定の状況を確認したところ、同じ土地について、別々の鑑定事務所に複数の鑑定評価を同一の鑑定手数料で依頼している例が多く見られ、それらの鑑定結果に大きな差異はない。ひとつの鑑定で適切な評価が得られると判断できる土地の場合は、ひとつの鑑定事務所に依頼することが合理的であるが、鑑定手数料を割り増ししてでもより厳密な鑑定を依頼する必要があるものと判断される場合は複数の鑑定事務所に依頼することも考えられる。したがって、現在のように常に複数の鑑定事務所に依頼することが必要であるかどうかについて、再検討することを要望する。	H22.10.20
149	街路課	186	意見	都市開発事業に要する土地の取得については、関連法令の理解、補償の算定、用地交渉等に豊富な経験と知識が要されるため、引き続き担当職員が十分な経験が得られるよう、専門的な研修等への参加について配慮されるよう要望する。	H22.10.20